障害福祉サービス事業所の方々へ

被災された方々が障害福祉サービス等を利用される際には下記の点にご留意ください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

1．受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、利用者さんの
・氏名　・生年月日　・居住地
を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

2．利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。
障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。
※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

対象自治体（令和2年8月21日10時時点）

【山形県】 山形市、米沢市、天童市、西川町、飯豊町、上山市、大石田町
【岐阜県】 下呂市、各務原市、御嵩町、養老町
【島根県】 江津市、美郷町、邑南町、松江市、川本町
【福岡県】 大牟田市、宗像市
【熊本県】 八代市、相良村、熊本市、人吉市、荒尾市、水俣市、山鹿市、菊池市、天草市、南関町
芦北町、津奈木町、多良木町、湯前町、あさぎり町、球磨村
【大分県】 別府市、杵築市、由布市、大分市
【鹿児島県】 西之表市、さつま町、錦江町

※上記以外の自治体についても利用者負担の免除や支払いが猶予される場合があります。
詳細は各自治体にお問い合わせください。

3．新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受けることができます。

通常の支給決定手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。
対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

4．支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

支給決定の有効期間が令和2年7月3日から令和2年12月27日までの間に満了する場合は、令和2年12月28日まで自動的に延長されます。

※　上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※　上記は、補装具費（上記1及び4を除く。）及び自立支援医療費の取扱いについても同様です。

障害福祉サービスを使う令和２年７月豪雨の被災者の皆様へ

受給者証などがなくても
障害福祉サービスを 使うことが できます。

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
ひと、くらし、みらいのために

令和２年８月

１．受給者証がなくても サービスを受けることができます

これまで サービスを 受けていれば、名前、生年月日、住所を 言えば、サービスを受けることが できます。

２．今まで 使っていなかった 事業所からも サービスを 受けられます。

３．今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに 支払わなくて 大丈夫です。

市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

※食事代などは これまでどおりです。

４．新しく サービスを 必要とする 場合や サービスを 変える 場合は 市町村の 窓口に 相談して下さい。

雨で 大変な ときなので、 特別に 手続きを 簡単に しています。

５．今まで 使っていた サービスの期限は、 自動的に 令和２年12月28日まで 延長されます。

※ 大雨の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱いになります。

※ 補装具費（3、4のみ）や自立支援医療費も 同じです。